

北本市外国語指導助手配置業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

北本市外国語指導助手配置業務

2 目的

本業務は、各小・中学校に外国語指導助手（以下、ALTという。）を配置し、生きた英語や外国文化・生活に触れる機会を提供し、英語によるコミュニケーション能力の向上等英語教育の推進を図ることを目的とする。

3 プロポーザルの内容

(1) 件名

北本市外国語指導助手配置業務

(2) 提案内容

別紙「北本市外国語指導助手配置業務委託提案仕様書」（以下、「提案仕様書」という。）のとおり。

(3) 選定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本業務に係る業者選定委員会において最優秀提案者を選定する。

(4) 提案上限額

88,932,000円（税込）

(5) 提案額に係る留意事項

上限額を超えて見積もった場合は、「失格」とする。

(6) 業務期間

令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（金）まで

(7) 本件プロポーザルに係るスケジュール

内 容	日 時
公募の開始	令和7年1月15日（水）
質問書の提出期限	令和7年1月21日（火）15時まで
質問書に対する回答期限	令和7年1月23日（木） ※回答はホームページにて公開する。
参加表明書等の提出期限	令和7年1月23日（木）17時まで
提案書等の提出期限	令和7年1月31日（金）17時まで
プレゼンテーションの実施	令和7年2月 7日（金）
企画提案者への審査結果通知	プレゼンテーション及びヒアリング実施後、速やかに通知
契約締結	令和7年2月中旬
業務開始に向けた準備期間	令和7年3月31日（月）まで
業務の開始	令和7年4月 1日（火）

4 参加資格

参加資格要件

次の掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- ア 令和5年度・令和6年度北本市物品納入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- イ 令和6年度において埼玉県内で外国語指導助手配置業務と同等の業務を受託している者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者であること。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者ではないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者はこの限りではない。
- オ 本件公告の日から提案書等提出の日までの期間に、北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成20年告示第39号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- カ 本件公告の日から提案書等提出の日までの期間に、北本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成30年告示第269号）に指名除外の措置を受けていないこと。
- キ 国税及び地方税の滞納がないこと。

(2) 参加資格の喪失

提案書等を提出した者が次のいずれかに該当する場合には、審査に参加することはできない。

- ア 北本市外国語指導助手配置業務委託 公募型プロポーザル実施要領（以下、「本要領」という。）4(1)の参加資格要件を満たさなくなったとき。
- イ 提案書等に虚偽の記載をしたとき。
- ウ 提出期限内に提案書等が提出されなかったとき。
- エ 審査の公平性を害する行為があったとき。
- オ アからエまでに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。

5 参加表明書等の提出

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、本要領に基づき、次のとおり関係書類を各1部提出しなければならない。

(1) 提出書類及び部数

- ア 参加表明書及び誓約書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）及び会社概要パンフレット
- ウ 参加資格確認書（様式3）

(2) 提出方法

持参、郵便もしくは宅配便、電子メールにより提出すること（FAXによる提出は

不可とする。) 電子メールの送信容量が20MBを超える場合は、「12 事務局」に問い合わせ、対応方法の指示を仰ぐこと。

(3) 提出期限

3(7)の本件プロポーザルに係るスケジュールのとおり。持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までに持参すること。郵便若しくは宅配便、電子メールの場合は、提出期限内必着とし、電話にて到着確認を必ず行うこと。

(4) 提出先

「12 事務局」のとおり。

(5) 参加資格要件の確認

4(1)に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、次に掲げる事項を記載した参加資格審査決定通知書を通知する。

ア 参加資格を有すると認めたものにあたっては、参加資格がある旨

イ 参加資格を有しないと認めたものにあたっては、参加資格がない旨及びその理由

6 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 業務協力予定調書(様式4)

本件提案業務に対し、再委託(協業)を予定している場合は、当該様式を提出すること。提出する場合は、正本1部とすること。

イ 配置予定者調書(様式5-1及び5-2)

本提案業務において、配置を予定している業務責任者と担当者について記載し、提出すること。各様式を正本1部提出すること。

ウ 企画提案書(任意様式)

(ア) 作成方法

a A4判片面で、20ページ以内とし、文字サイズ11ポイント以上とすること。必要に応じてA3も認めるが、その際は2ページとカウントすること。

なお、表紙及び目次はページ数には含めない。ページの多寡により評価が変動することはない。

b 正1部、副10部とすること。正は製本し、提案者名を記載すること。副は製本不要で複写可とするが、提案者名や提案者名が類推できる部分はできる限りマスキングすること。

(イ) 記載事項

a 本要領、提案仕様書、質疑回答書、評価基準の内容を踏まえ、【別紙1】を参照の上、提案者としてのアピールポイントを明確にして作成すること。

b 評価基準の評価項目を網羅するよう提案内容等を記載し、できる限り評価項目順に記載すること。評価基準順に記載が困難な場合は、当該提案内容がどの評価項目に該当するのか、明記すること。

c 文字、写真、イラスト、イメージ図などを使ってわかりやすく記載し、説明を要せずとも理解できる内容や表現とすること。

エ 見積書（様式6-1及び6-2）

（ア）正本1部を提出すること。

（イ）積算にあたっては、3(4)の上限額に留意し、提出すること。

(2) 提出方法

持参、郵便若しくは宅配便、電子メールにより提出すること（FAXによる提出は不可とする。）。なお、提案期間が短いことを考慮し、電子メールでの提出を可とする。電子メールにより提出する場合は、企画提案書は正・副それぞれ提出すること。また、電子メールの送信容量が20MBを超える場合は、「12 事務局」に問い合わせ、対応方法の指示を仰ぐこと。

(3) 提出期限

3(7)の本件プロポーザルに係るスケジュールのとおり。持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までに持参すること。郵便若しくは宅配便、電子メールの場合は、提出期限内必着とし、到着確認を行うこと。

提出期限までに提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。辞退したことにより、その他の企画提案等に不利益を与えることはない。

(4) 提出先

「12 事務局」のとおり。

(5) その他

企画提案書の提出を持参、郵便若しくは宅配便で行った場合も、電子データを提出すること。電子データは、正のみとする。電子データの提出方法は問わず、(3)の提出期限までに提出すること。

7 質疑及び回答

(1) 質疑書の提出

ア 提出様式

質疑書（様式7）

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。また、電子メールの件名は「「北本市外国語指導助手配置業務委託」に関する質疑」とすること。電子メール送信後、電話にて到着確認を必ず行うこと。

ウ 提出期限

3(7)の本件プロポーザルに係るスケジュールのとおり。

エ 提出先

「12 事務局」のとおり。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答方法

質疑に対する回答は、原則として本市ホームページに質問者匿名で掲載する方法とし、本要領及び提案仕様書等の追加または修正とみなす。

イ 回答期限

3(7)の本件プロポーザルに係るスケジュールのとおり。

8 審査について

(1) 審査方法

ア 審査は、「北本市外国語指導助手配置業務委託業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）が行う。

イ 最優秀提案者の選定にあたっては、委員会が提出書類及びプレゼンテーションにより、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価する「企画提案評価点」と価格を評価する「価格評価点」を採点し選定する。

ウ 委員会は非公開とする。

エ 提出された見積額が提案上限額を超えている場合や提出期限内に企画提案書等が提出されていない場合には、その提案者は審査から除外する。

(2) 評価の視点及び配点

評価の視点及び配点は【別紙2】「評価基準」のとおりとし、各評価点の算出は以下のとおりとする。

ア 企画提案評価点は、各委員が各評価項目について提案内容等を評価する。委員の採点点数の平均値（小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）とする。

イ 価格評価点は、以下で算出した値（それぞれ小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位止め）とする。

$$\text{価格評価点} = (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格}) \times 10$$

(3) 最優秀提案者の決定

ア 評価点の合計が最も高いものを最優秀提案者とし、次に高いものを次点優秀提案者とする。

イ 最高評価点の企画提案者が複数であった場合は、「委員会」の議決により、最優秀提案者を決定する。

ウ 本プロポーザルへの参加者が1者のみの場合でも審査を実施する。各委員の合計評価点の平均が90点を満たない場合は、最優秀提案者となることができない。

エ 審査結果は公表しない。

オ 審査結果に対する疑義等は一切応じない。

(4) 審査結果

ア 通知方法

プレゼンテーション実施の提案者に、電子メールで通知する。

イ 通知時期

プレゼンテーション実施後、速やかに通知する。

9 プレゼンテーション

(1) 実施日時（予定）

令和7年2月7日（金）（時間や場所等の詳細については、後日通知。）

(2) 実施場所

北本市役所会議室

(3) 出席者

4名以内（業務責任者は必ず出席すること。）

(4) 実施内容

ア 1提案者につき30分以内（プレゼンテーションを20分、質疑応答を10分とする。）

イ プレゼンテーションは、提出された提案書等に沿って、わかりやすく簡潔に説明すること。

ウ プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書等とし、追加資料の配布は不可とする。なお、使用する資料は、提案者名、ロゴなど当該企画提案者を連想させる事項の記載のないものとする。

エ プレゼンテーション実施後、提出書類の内容等に関する質疑応答を行う。

オ 本市で準備したプロジェクター及びモニターを使用することができる。なお、プロジェクター接続は、HDMIもしくはタイプC接続となる。

カ プレゼンテーションは非公開とする。

10 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。その場合においても、プロポーザルに要した経費を北本市に請求できない。

11 受託者決定後の契約の概要

(1) 業務名

北本市外国語指導助手配置業務委託

(2) 業務内容

契約締結用の仕様書は、提案仕様書、提案書を基に、協議の上決定する。なお、契約の締結の際に、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、最優秀提案者とは契約締結しない場合がある。この場合、次点優秀提案者との契約協議を行う。

(3) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 契約方法

協議の上作成した仕様書を基に、予定価格の範囲内で地方自治法施行令第167条の2の規定に基づく随意契約により契約を締結する。ただし、選定された事業者が「4参加資格」を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

(5) 支払の条件

ア 支払いは月払いとする。

イ 受注者は、発注者による業務履行の確認を受けた後、委託料の支払請求書を発注者に提出すること。

ウ 発注者は、受注者からの支払請求書に基づき、委託料を支払うものとする。

12 事務局

本業務に関する事務局（書類提出先及び問合せ先）は、下記のとおりとする。

北本市教育委員会学校教育課・指導担当

〒364-8633

埼玉県北本市本町1丁目111番地

TEL：048-594-5564

FAX：048-594-5985

Email：a04500@city.kitamoto.lg.jp

13 その他

- (1) 提案事業者は、1者につき1つの提案しか行うことができない。
- (2) 提案の参加等に要する一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。ただし、北本市が本件の報告、説明、公表等に必要の場合は、提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出書類等は原則として公開しない。ただし本件に係る情報公開請求があった場合は、北本市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合があるものとする。
- (5) 提出書類等は一切返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (6) 契約は提案内容に準拠して行う予定だが、契約候補者と協議の上、変更する場合もある。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、提案事業者が負うこととする。
- (8) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (9) 提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。